

公 告

令和 7 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

健康保険法第 47 条第 2 号の規定により、令和 6 年 9 月 30 日における当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額を、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限とし、その標準報酬月額および日額を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

平均標準報酬月額	316,330 円	
	(令和 6 年 9 月 30 日現在)	

標準報酬月額 320,000 円

標準報酬日額 10,670 円

令和 6 年 10 月 15 日

滋賀県大津市松本 1 丁目 2 番 20 号

滋賀県農協健康保険組合

理事長 佐野 宗二

